

第五次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉計画 概要説明



令和8年7月

和光市 福祉部 地域共生推進課
和光市社会福祉協議会 地域福祉課

計画策定の背景と目的

● 計画策定の趣旨

人口減少
少子高齢化

核家族や
単身世帯の
増加

価値観や
生活スタイルの
多様化

地域での連帯や
お互いを支え合う
機能の低下

分野を横断した
包括的な課題の
出現

地域で生きづらさを抱えている住民に対する
分野を横断した包括的な課題への対応や
いざというときに助け合える地域コミュニティの構築が必要

和光市地域福祉計画

和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築
公的な支援制度の充実に加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、
活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域をともに作る

市
地域福祉計画

社会福祉協議会
地域福祉活動計画

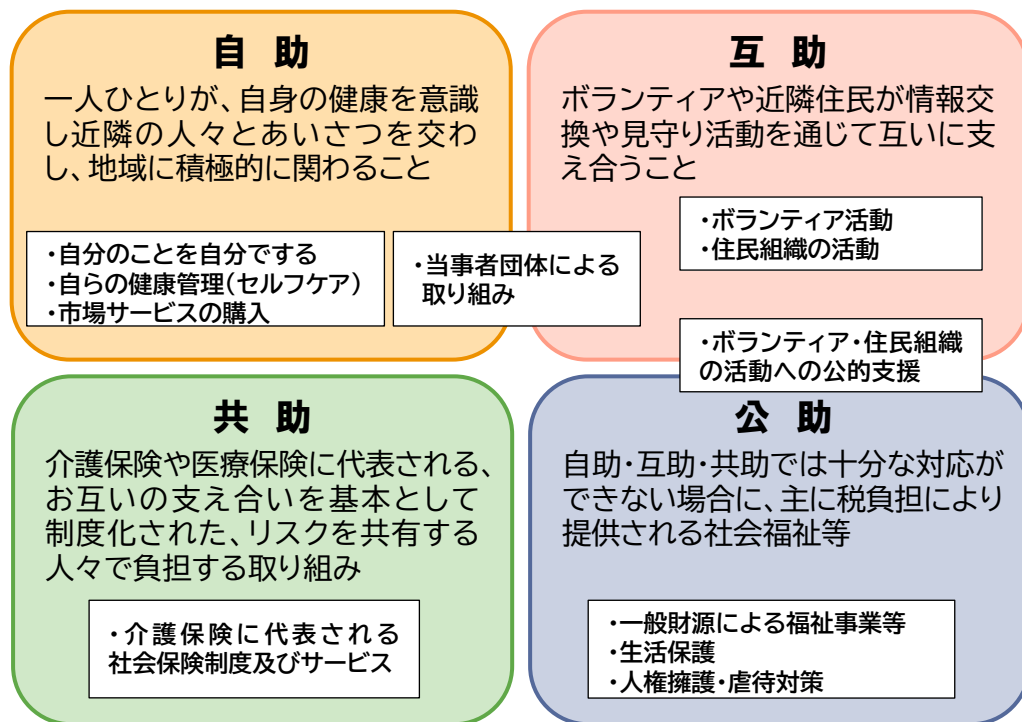
市と社会福祉協議会の協働による地域福祉の推進

計画策定の背景と目的

● 地域福祉とは

地域に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を浸透させるために、「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」をバランスよく組み合わせていくことが不可欠です。



● 地域共生社会とは

国では、多様な福祉ニーズに対応するため、全ての市民が、それぞれの立場や状況を超えて、地域でつながり、支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指しています。

福祉、医療、介護、教育、就労など、既存の分野や制度の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や、NPO法人、企業、行政などが「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、全ての人の生活の基盤としての地域を共に作っていくことを目指しています。

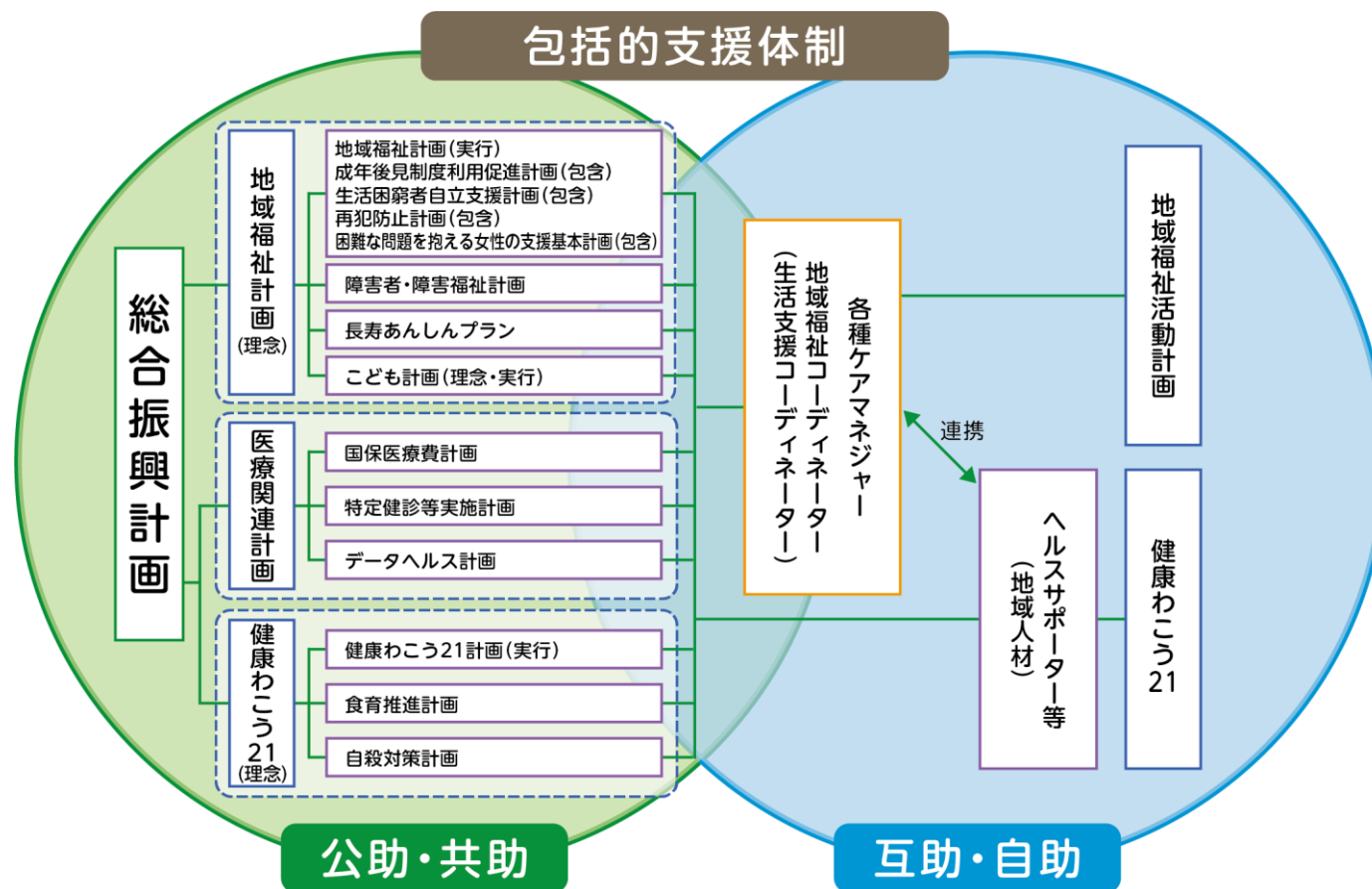


計画策定の背景と目的

● 他計画との関係

地域福祉計画では、他の福祉関係計画の理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

また、地域福祉計画と同様に、理念と共通事項を定め、各関係計画の連携を図っている「医療関連計画」及び「健康わこう21計画」と、地域福祉計画がそれぞれ連携することで、関係する計画の施策全てが機能的に連携することを目指します。



計画策定の背景と目的

● 計画期間

令和8(2026)年度から
令和13(2031)年度まで
の【6か年】を計画期間とし
ます。

計画 \ 年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
和光市総合振興計画	第四次	第五次										第六次
地域福祉計画	第四次						第五次					

● 計画の推進体制

● 和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

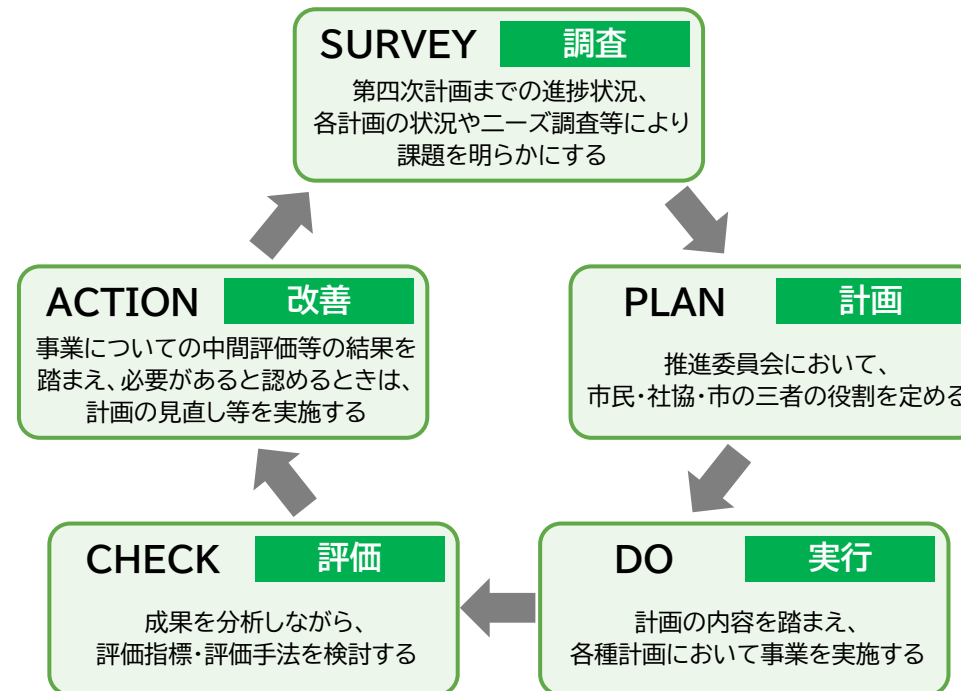
市民・社協・市の3者で構成する委員会で、計画に基づいた活動を展開し、適宜評価を行っていきます。また、計画の中間年や法改正など社会情勢の変化に応じた見直しを図るため、検討部会の設置等を行います。

● 職員推進部会

社会福祉協議会に設置し、地域福祉活動計画における具体的な事業の検討及び各部署・各施設における日常の点検・進捗管理を行います。

事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います(概ね年3回)。

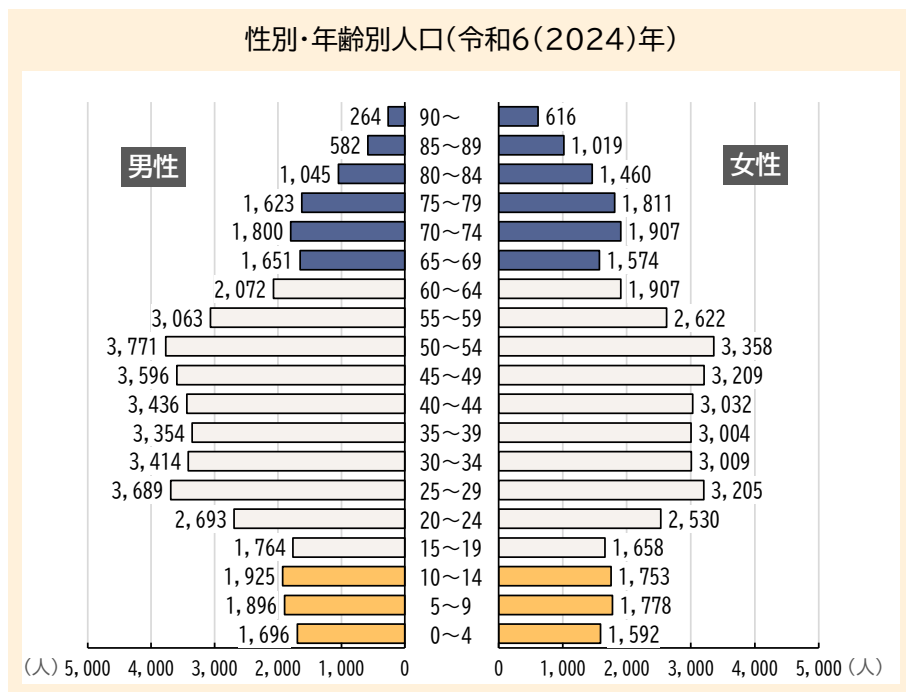
● 計画の評価手法



地域福祉に関する現状と課題

● 人口や世帯から見る現状

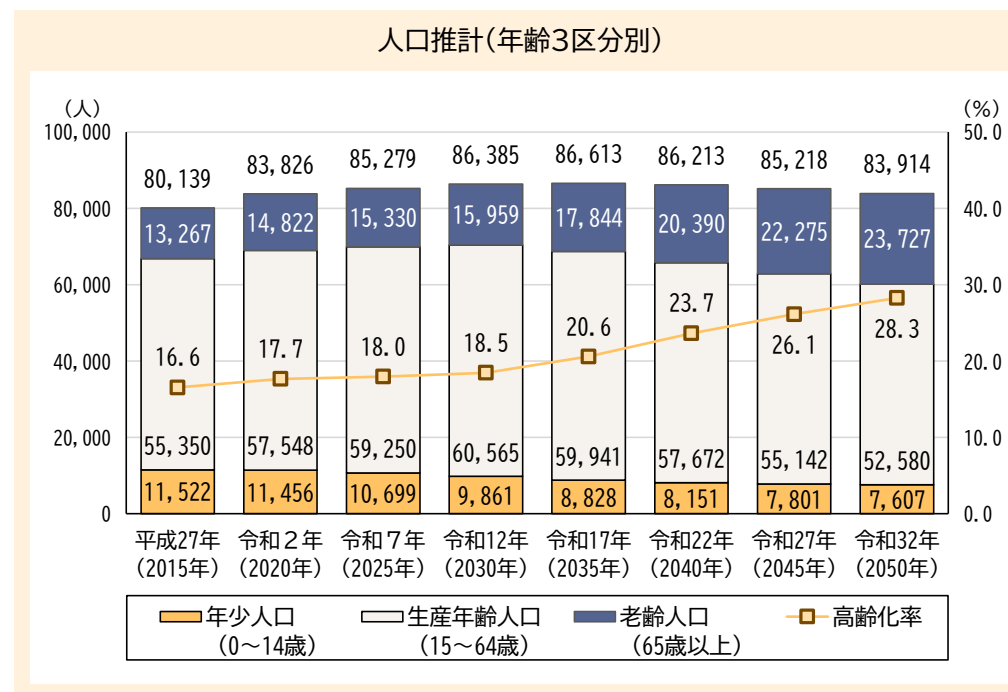
◎ 性別・年齢別人口



資料：統計わこう(各年3月31日現在)

- ・**男性・女性ともに50~54歳**が最も多い
- ・**25歳から54歳まで**の幅広い年齢層が最大構成層
- ・団塊の世代(昭和22(1947)年~昭和24(1949)年生まれ)は75~79歳の年齢層となり、特に**男性では75歳以上人口が増加**

◎ 人口推計



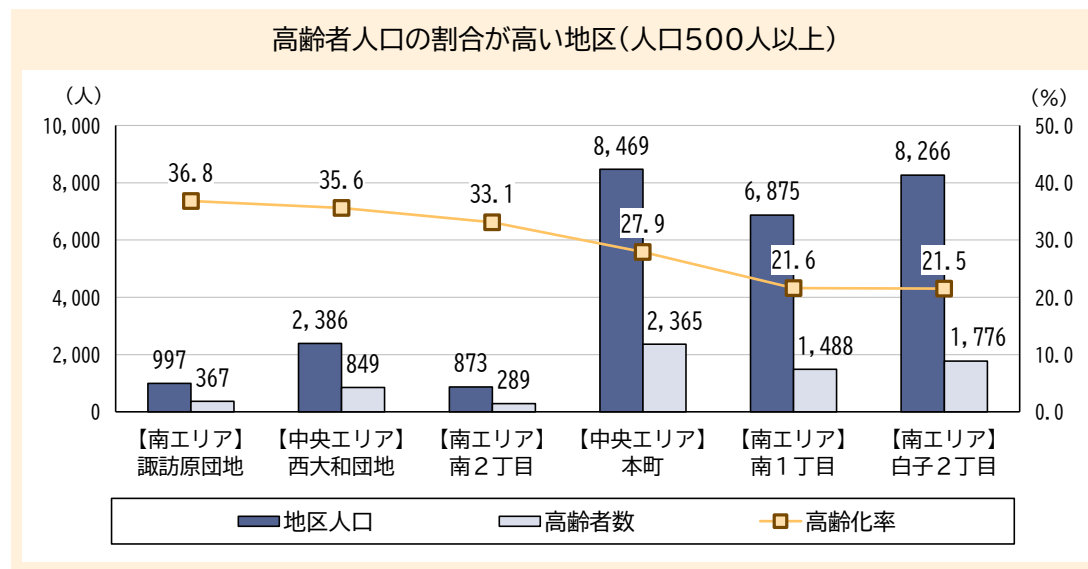
資料：第五次和光市総合振興計画中間見直し基礎資料

- ・**総人口は令和17(2035)年にピーク**を迎え、その後は**減少に転じる**
- ・**高齢化率**(総人口に占める65歳以上人口の割合)が**令和17(2035)年に20%を超え、上昇傾向が続く**

地域福祉に関する現状と課題

● 福祉の領域に関する現状

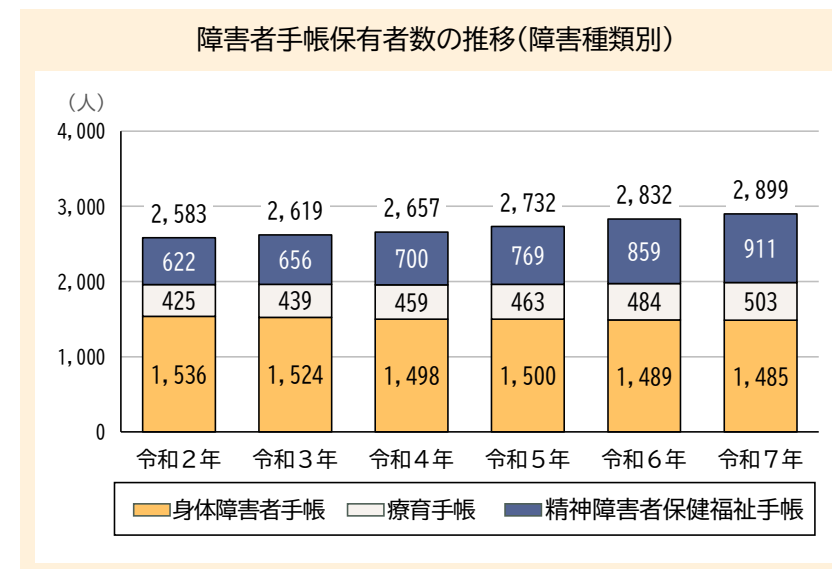
◎ 地区別高齢者人口割合



資料：指定区別年齢別男女別人口（令和7（2025）年9月末現在）

- ・高齢化率が30%を上回っているのは3地区で、いずれも昭和40年代に建築された団地となっている
- ・高齢化率が高い上位6地区は南エリアに多い

◎ 障害のある方に関する状況



資料：統計わこう（各年4月1日現在）

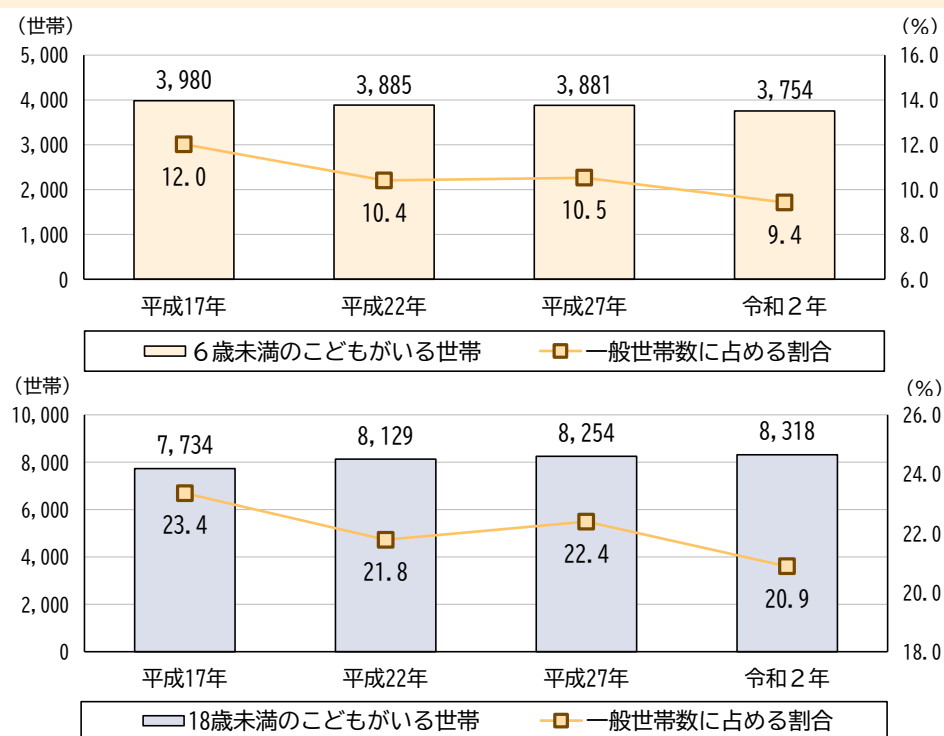
- ・全体の障害者手帳保有者数は毎年増加
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者は他の障害より高い増加傾向
- ・療育手帳の所持者数はゆるやかな増加傾向
- ・身体障害者手帳の所持者数は減少傾向

地域福祉に関する現状と課題

● 福祉の領域に関する現状

◎ 児童に関する状況

6歳未満／18歳未満のこどもがいる世帯数の推移

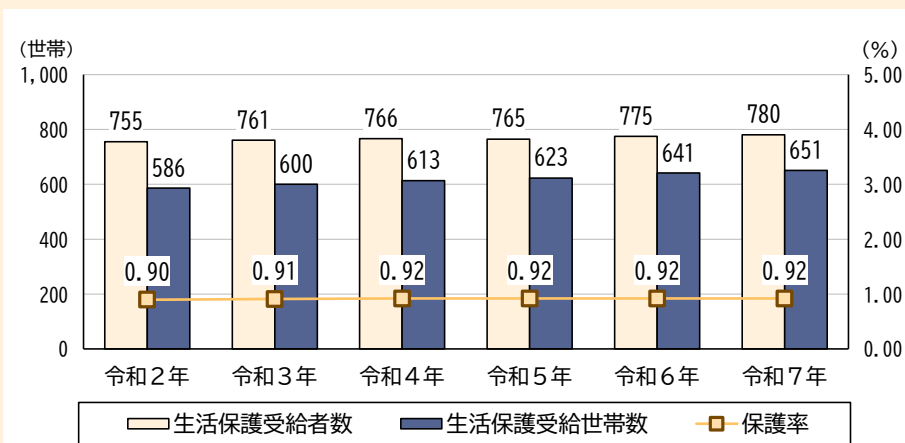


資料：国勢調査

- ・ 6歳未満のこどもがいる世帯数は一貫して減少、一般世帯数に占める割合も低下
- ・ 18歳未満のこどもがいる世帯数は一貫して増加しているものの、一般世帯数に占める割合は低下

◎ 生活保護世帯に関する状況

生活保護世帯数の推移



資料：生活支援課調べ（各年3月31日現在）

- ・ 生活保護受給者数及び受給世帯数は一貫して増加
- ・ 総人口に占める受給者数の割合(保護率)は、令和4(2022)年以降は横ばいで推移

地域福祉に関する現状と課題

● 意見交換会から見る市の現状

本計画の策定に関する住民の声を施策に反映するため、意見交換会を行いました。

また、若い方の意見集約の機会として、「こどもの権利」をテーマとした小中高校生を対象としたワークショップを開催しました。

① 民生委員児童委員協議会

情報共有の責任範囲が不明瞭で、民生委員や自治会に過度な管理責任を負わせるのは問題である。

自治会や地域組織の高齢化が進み、若い担い手が少ない。

災害時の避難場所や具体的な避難行動について、地域での啓発活動を強化し、住民への周知を図ることが必要。

② 地区社会福祉協議会

住民同士のつながりが薄い。何かが遭ったときに助け合いが難しい時代になっている。

平均年齢の低い和光市でも、住宅地のできた時代よりも局地的に高齢化が進んでいる。

小学校区単位で地区社協が整備されたが認知度が低く、自治会加入率が低下している中で、地域拠点・支援の中核になるための充実が必要。

③ 地域福祉関係者・関係団体

地域活動に、若い世代の意見や考えを入れて進められるような環境を整える必要がある。

移動の足がなく、地域活動に参加できない人がいる。

困っている団体同士をつなぐ場をワンストップで設置できたら、団体が活性化すると思う。市と社協はバックアップ体制を強化してほしい。

④ 市内在住の小学生・中学生・高校生

地域でみんなが安心して暮らすために必要なことは？

多く集まった意見

- 近所のあいさつ・声掛け
- 困っている人への助け合い
- 自分でできることは自分でする
- 他人の迷惑になることをしない

市民が協力し合う(地域をよくする)意見が少ない

地域福祉に関する現状と課題

● 市民調査/避難行動要支援者調査から見る市の現状

調査分野		調査からみられる傾向	調査分野		調査からみられる傾向
1	回答者および家族の状況	・市民:居住年数は「20年以上」が半数以上、地域への定着度が高い。 ・避難行動要支援者:高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高い。	5	災害対策について	・市民:「日頃から地域の防災訓練に参加している」のは、中央部地域と北部地域で1割以上の差がみられる。 ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の「言葉も内容も知らなかった」のは、市民で6割以上、避難行動要支援者で5割以上。
2	近所付き合いや地域の暮らしについて	・近所付き合いは、「挨拶をする程度」が最も多い。 ・地域で課題を抱えていると思われる世帯は、「老々介護」「孤立世帯」が多い。	6	権利擁護支援について	・成年後見制度の「言葉も内容も知っていた」のは5割前後。利用意向は市民で約3割、避難行動要支援者で約2割。 ・あんしんサポートねっと・和光市権利擁護センターの「言葉も内容も知らなかった」が6割を超えている。
3	市民同士の支え合いや地域活動について	・自治会・地区社協の活動に取り組んでいるのは、20年以上居住者、持ち家(一戸建て)居住者など長期居住の市民が全体より多く、民間賃貸(集合住宅)居住者は少ない。	7	更生を支援するまちづくり(再犯防止)について	・社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間を「両方とも聞いたことがない」のは約6割。 ・犯罪や非行からの立ち直りに「協力したいと思わない」のは市民で約4割で、「協力したい」を上回っている。
4	暮らしの困りごとや福祉サービスについて	・困りごとの相談先は、市民は「同居の家族」や「友人・知人」が多く、避難行動要支援者は「同居の家族」に加え、「医療関係者」や「ケアマネジャー等の事業者」が多い。 ・市の福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙・チラシ」が最も多い。	8	困難な問題を抱える女性への支援制度について	・女性への支援に関する法律、市役所内の相談先、支援機関について、「知らない」が8割を超えている。

地域福祉に関する現状と課題

● 和光市の地域福祉における課題

1

多様化・複合化する
支援ニーズへの対応

- 高齢人口(65歳以上)は一貫して上昇、特に後期高齢者人口(75歳以上)は令和5(2023)年以降、前期高齢者(65~74歳)を上回る
- 障害者手帳の保有者数は毎年増加している
- 生活困窮者の増加や社会的孤立の問題も顕在化している

2

地域コミュニティの
希薄化や地域活動の
担い手の不足

- 自治会の加入世帯数は一貫して減少傾向がみられる
- 民生委員児童委員数は、定数を下回る状況が続く
- 近所付き合いは「挨拶をする程度」が最も多い
- 自治会やボランティア活動における担い手が不足している

3

福祉制度や防災制度等
に関する情報の格差

- 「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」、「成年後見制度」や「あんしんサポートねっと」という言葉や内容、「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法律や相談先を知らない市民が多い
- 市のホームページがわかりにくいという指摘がある

4

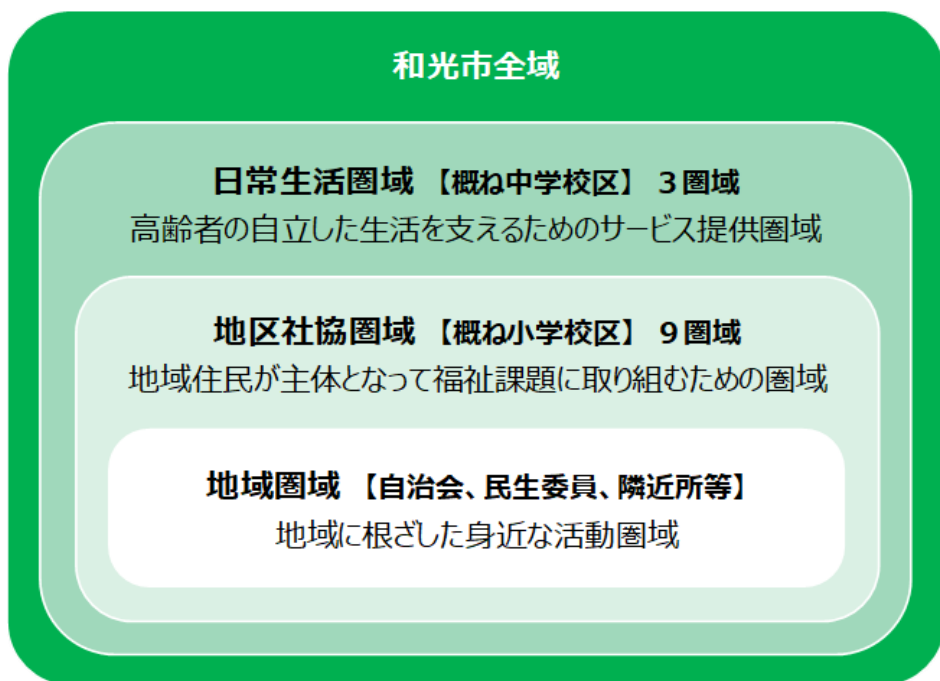
関係機関や
支援団体の
連携

- 個人情報保護の難しさや民生委員の守秘義務が壁となり、必要な情報共有が制約されている
- 困りごとを抱えた住民を支援するために、地区社協間の横のネットワークの強化や、関係機関が連携を強めることが求められている

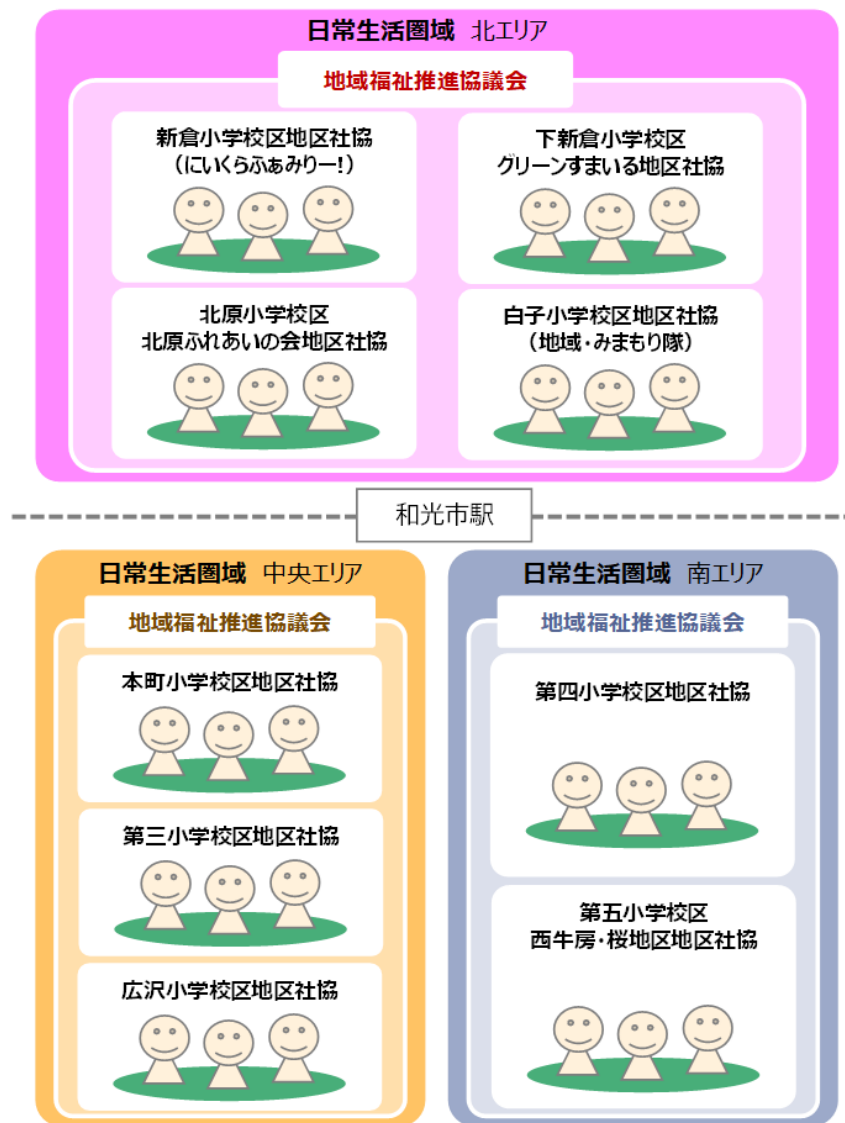
計画の基本的な考え方

● 市内圏域の考え方

本計画における圏域は、他の計画や制度との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、市全体の概ね中学校区にあたる範囲を「**日常生活圏域**」とし、概ね小学校区を範囲とする「**地区社協圏域**」、さらに身近な活動範囲を「**地域圏域**」としています。



● 日常生活圏域と地区社協圏域との関係



計画の基本的な考え方

● 地域圏域

地域圏域は地域に根ざした最も身近なものであり、自治会や民生委員、隣近所などが活動範囲として考えられます。

自治会

住民の生活環境の向上を図るとともに、地域内の助け合いや連携の基盤を担っており、住民同士の顔も見える関係づくりに欠かせない役割を持っています。

民生委員児童委員

民生委員法に基づいた地域住民の最も身近な相談相手として、生活上の困りごとや福祉に関する問題の解決をサポートしています。

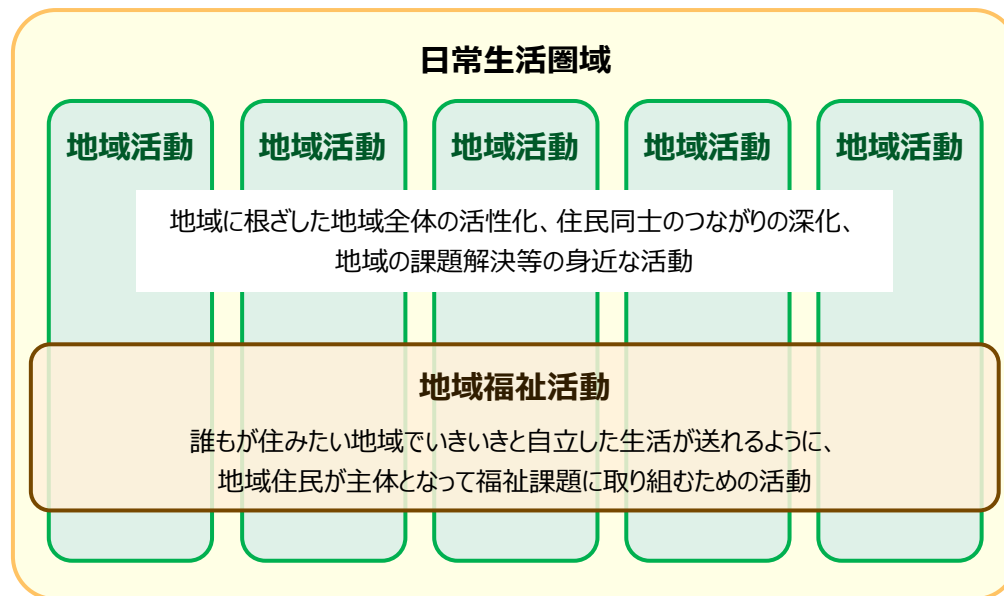
隣近所

地域圏域の中で最も日常的かつ直接的な「つながり」の最小単位です。孤立の防止や異変の早期発見といった地域福祉の「最後の砦」として、その重要性が改めて見直されています。

● 自治会と地区社協との連携(パートナーシップ)

自治会は地域生活のより身近な課題に気づき、その全てに関わりを持つ組織であり、地区社協とは、地域福祉活動において同じ性格を持ちます。

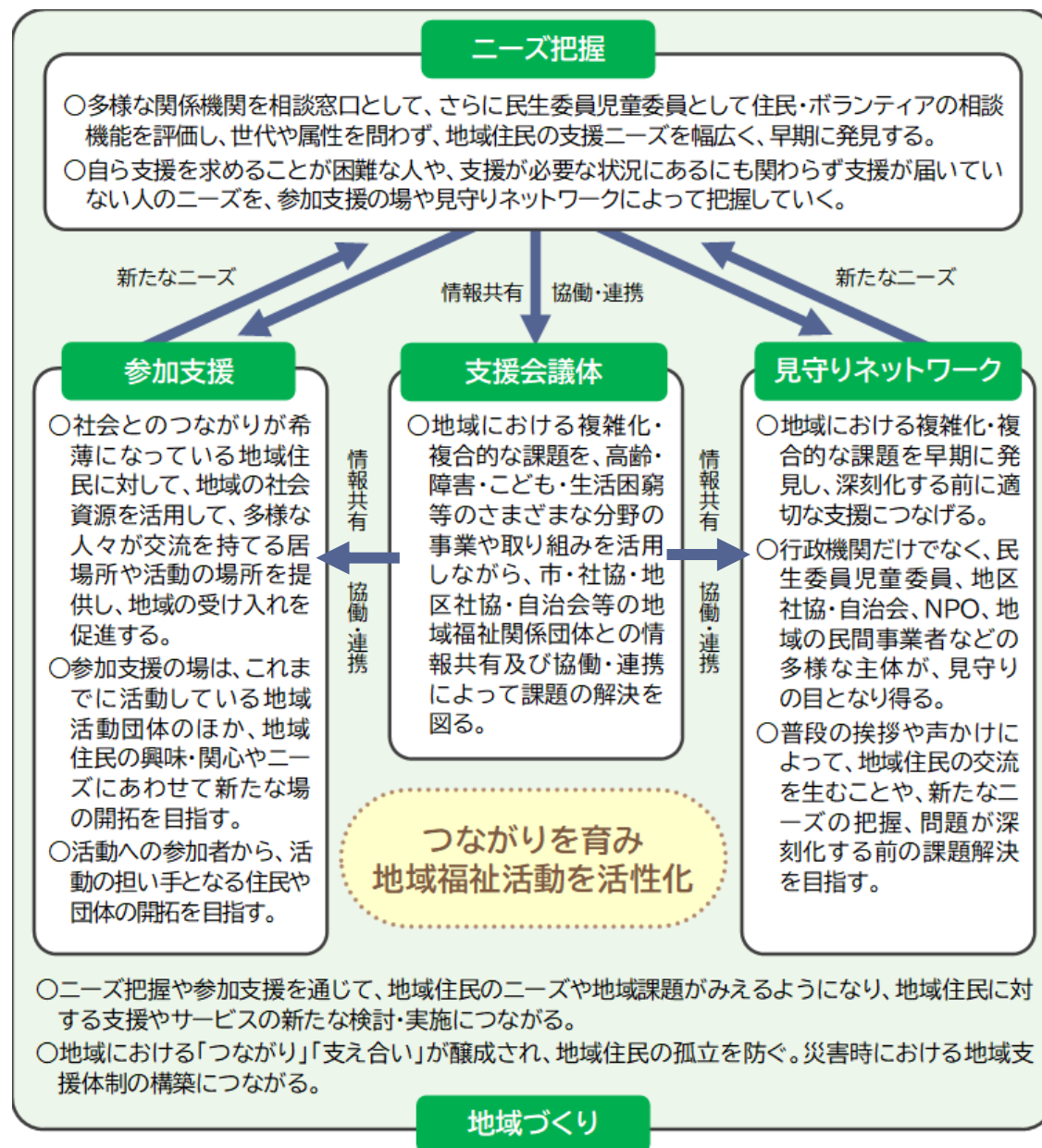
自治会と地区社協との良好なパートナーシップにより、地域福祉活動において目指す方向を同じにしながら、互いの良さを認め合い、地域住民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。



計画の基本的な考え方

● 地域における包括的な支援体制

本計画では、地域福祉の推進にあたって「つながりを育み、地域福祉活動を活性化すること」を目的とした、地域における包括的な支援体制に取り組んでいきます。



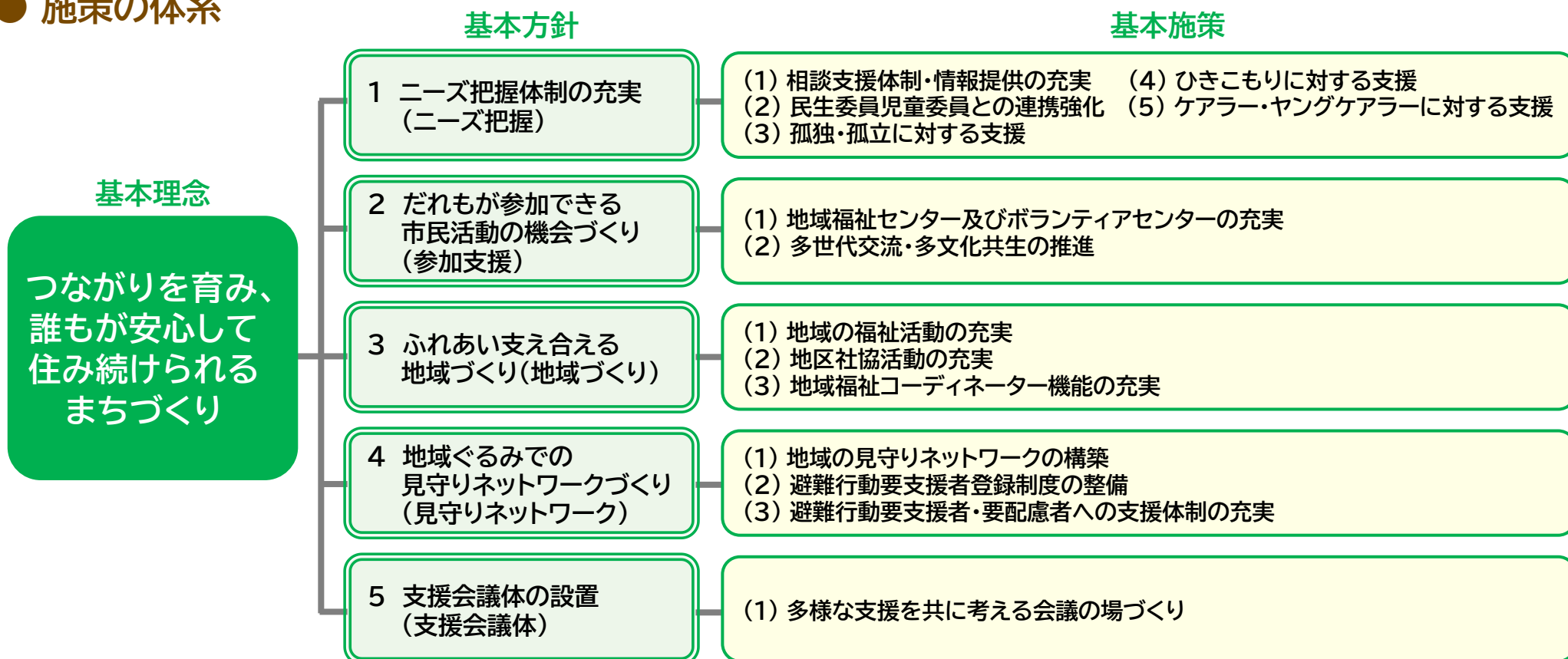
計画の基本的な考え方

● 計画の基本理念

本計画では、『つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり』を計画の基本理念として、市民、市、社協がそれぞれの役割を認識し、ともに取り組んでいくことを目指します。

● 施策の体系

基本理念
つながりを育み、
誰もが安心して住み続けられるまちづくり



施策の展開

基本方針1 ニーズ把握体制の充実(ニーズ把握)

基本施策	取組項目	
1 相談支援体制・情報提供の充実	①属性を問わない相談支援 ②相談事業所間の連携 ③住民による相談支援 ④地域共生社会を目指した住民による情報提供の充実	⑤市内活動団体の情報収集・情報発信 ⑥相談機関の市民周知 ⑦アウトリーチ活動
2 民生委員児童委員との連携強化	①民生委員活動の周知 ②民生委員と関係機関との連携・協働 ③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化と各地区の連携支援	④民生委員活動への協力 ⑤民生委員の人材育成 ⑥民生委員への相談
3 孤独・孤立に対する支援	①声を上げやすい・相談しやすい環境整備の検討 ②悩みや困りごとの相談先等の周知 ③住民同士による居場所づくり、日常での声かけや見守り活動の促進	④ボランティア活動の紹介 ⑤市民による地域活動の活性化 ⑥地域活動等への参加
4 ひきこもりに対する支援	①地域での見守りの実施 ②ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入 ③ひきこもりを抱える世帯に対する相談支援体制の充実 ④ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施	⑤ひきこもりについての講演会や勉強会、交流会の開催 ⑥ひきこもりについての相談、勉強会、地域の居場所への参加
5 ケアラー・ヤングケアラーに対する支援	①地域の見守りによるケアラー・ヤングケアラーへの早期支援 ②ケアラー・ヤングケアラーに対する相談・支援の実施 ③児童センター(館)等の児童施設の活用促進	④ヤングケアラーが過ごせる場の整備 ⑤ケアラーが相談できる場の周知

施策の展開

基本方針2 だれもが参加できる市民活動の機会づくり(参加支援)

基本施策	取組項目	
1 地域福祉センター及びボランティアセンターの充実	①地域福祉センターの有効活用と利用者の拡大 ②地域活動への参加支援 ③地域活動への参加 ④ボランティアセンターによる活動団体への支援 ⑤ボランティア活動への参加促進 ⑥ボランティア活動への参加	⑦学校・地域・地区社協が一緒に行う福祉共育や活動参加の推進 ⑧福祉共育や活動への参加・協力 ⑨企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発
2 多世代交流・多文化共生の推進	①だれもが参加できるまつりやイベント等への参加支援 ②多世代交流の場への参加 ③地域における多世代交流の場の活性化	④社協運営施設を活用した多世代交流の場の活性化 ⑤多文化共生を意識した取り組みの実施 ⑥多様な文化を理解する福祉共育の推進

施策の展開

基本方針3 ふれあい支え合える地域づくり(地域づくり)

基本施策	取組項目
1 地域の福祉活動の充実	①地域の居場所の整備と確保の支援 ②属性を問わない相談支援 ③地域の居場所を運営する関係団体の連携推進 ④施設を活用した居場所づくり
2 地区社協活動の充実	①地区社協活動の周知、啓発活動への参加 ②地区社協活動への理解と参加 ③地区社協の活動支援 ④地域団体や行政との連絡調整 ⑤地区社協の活動場所の提供
3 地域福祉コーディネーター機能の充実	①地域福祉コーディネーターとの連携を図った地域活動の推進 ②地域福祉推進協議会の活動の活性化 ③地域福祉コーディネーターの機能の充実 ④地域活動との連携

施策の展開

基本方針4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり(見守りネットワーク)

基本施策	取組項目	
1 地域の見守りネットワークの構築	①見守り活動を担うメンバーを拡げる構成員の検討 ②見守りネットワーク機能化のための仕組みづくり ③ネットワーク構成員による会議の開催 (定例会)	④(仮称)井戸端検討会議 (個別検討会) ⑤困りごと相談等の活用 ⑥地域社会の受け入れとつながり
2 避難行動要支援者登録制度の整備	①避難行動要支援者登録制度条例化に合わせた取組内容の見直し ②制度の積極的な周知・申請の案内 ③登録名簿の適切な管理	④支援者の登録名簿の有効な活用 ⑤支援者の確保
3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実	①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施 ②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施 ③普段からできる災害等に対する備え ④市民同士による声掛けや見守り活動の促進	⑤市民同士による日常的な声掛けや見守り活動の実施 ⑥市民による災害発生時の避難支援

基本方針5 支援会議体の設置(支援会議体)

基本施策	取組項目
1 多様な支援を共に考える会議の場づくり	①構成員の検討 ②会議体の持つ役割や位置付けの明確化 ③定期的(随時)会議の開催

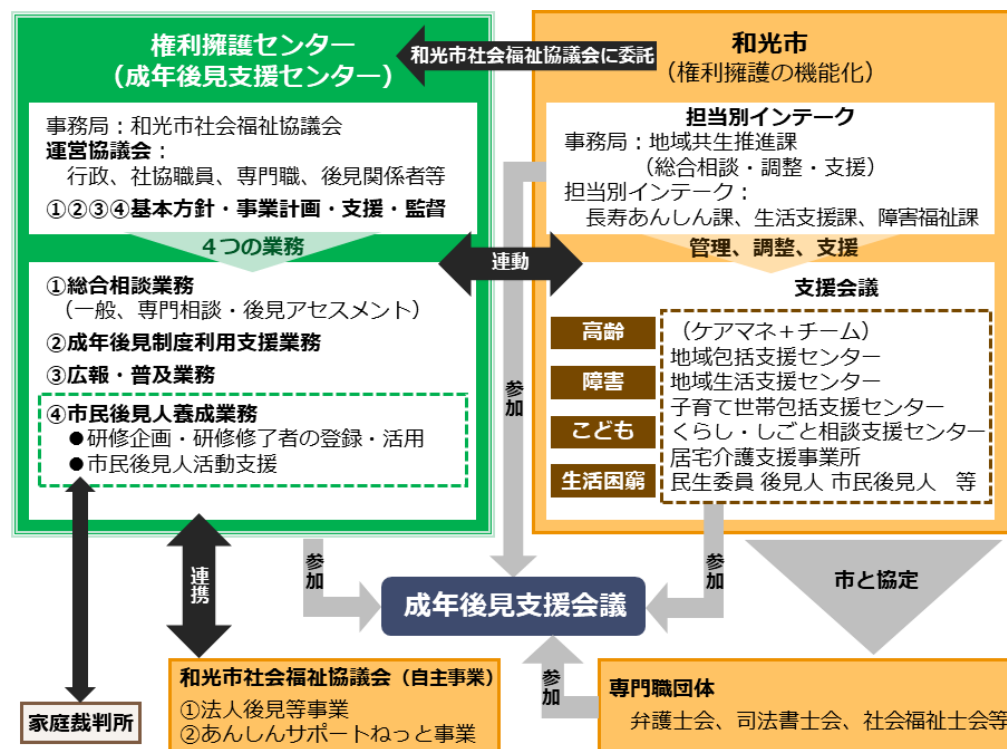
地域福祉を推進するための計画

● 成年後見制度利用促進計画

認知症、知的障害、精神障害等のさまざまな理由により、自身の判断能力が十分でない方々を社会的に支えるための重要な仕組みである「成年後見制度」をはじめとする権利擁護支援によって、全ての市民が個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生活をおくることができる地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

施策	取組項目
1 権利擁護センター（中核機関）を中心とした支援ネットワークの構築	権利擁護にかかる関係機関の組織のイメージ及び相談受理フローに基づく支援の実施
2 市民後見人の養成と活動支援	①市民後見人の養成講座の開催 ②市民後見人に対する支援 ③法人後見事業の実施
3 権利を守る制度の利用促進	①成年後見制度等の権利擁護に関する広報・啓発 ②成年後見制度の利用に関する助成 ③日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）
4 権利擁護に関する相談体制の拡充	①権利擁護に関する相談支援 ②市内相談機関との連携

【権利擁護にかかる組織と機能のイメージ】



地域福祉を推進するための計画

● 生活困窮者自立支援計画

本市では、これまでに市と社協等が連携し、生活困窮者に対する各種支援事業に取り組んできました。しかし、生活困窮世帯が抱える課題は、心身の健康や家族関係、社会からの孤立等、複数の要因が関係している場合が多く、既存の施策や個別の支援だけでは解決が困難なケースも増えています。このような状況を踏まえ、本市における生活困窮者への一層の支援の強化を図ります。

施策	取組項目	
1 生活困窮者自立支援法に基づく支援	①自立相談支援 ②居住確保支援 ③家計改善支援	④就労準備支援 ⑤支援につながる仕組みづくり
2 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく支援	①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援	③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的負担の軽減のための支援
3 多様な主体による支援	①生活困窮者の早期把握 ②支援につながる仕組みづくり【再掲】	

地域福祉を推進するための計画

● 再犯防止計画

全国の刑法犯の認知件数は低い水準で推移しているものの、現在は犯罪者の約半数が再犯者となっています。本市においても、罪や非行を犯した人が同じことを繰り返さないような支援と、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

施策	取組項目
1 再犯者の立ち直りを支援する取り組みの推進	①就労に向けた支援 ②住居の確保支援 ③保健医療・福祉サービスの利用促進 ④学校等と連携した修学支援
2 更生保護に関する団体の活動支援	①更生保護団体の活動支援 ②朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援
3 更生保護に関する広報や啓発	①更生保護に関する広報や啓発

● 困難な問題を抱える女性の支援基本計画

女性を取り巻く課題は、貧困やDV、性暴力、社会的孤立等が複雑に絡み合い、多様化・複合化しています。個別の課題に対応する縦割り支援では対応できない女性支援の強化が、社会全体にとって喫緊の課題となっています。本市においても、全ての女性が安心して暮らせる地域社会を実現するための施策を推進します。

施策	取組項目
1 相談を通じたニーズの把握と適切な支援	①女性相談支援員による相談 ②多様な相談窓口によるニーズの把握 ③女性を支援する者の育成 ④多様な機関による女性支援
2 女性の自立を支援する体制の整備	①保護回復支援 ②就労支援
3 ジェンダー平等に向けた理解の推進	①ジェンダー平等に関する理解の推進